

## 近江八幡市地域防犯活動推進補助金交付要綱 Q & A

### Q 1. 地域防犯活動とは何か。

A. この補助制度でいう「地域防犯活動」とは、要綱第2条で定義している「パトロール活動」と同義です。

以下、要綱第2条。

第2条 この要綱において、パトロール活動とは、各自主防犯団体が定めた経路を巡回し、必要に応じて地域住民等から情報収集、巡回中の啓発活動、警察署等各種関係機関への通報等を行うものとする。

### Q 2. 自主防犯団体とは何か。

A. この補助制度でいう「自主防犯団体」とは、各地域で設立した防犯団体を指します。当団体の要件は次のとおりです。

- ①満18歳以上の者が4名以上属していること。
- ②規約等、防犯計画、構成員名簿を備えていること。
- ③何れかの自治会長から承認を得ていること。

※1自治会長が承認できる自主防犯団体は1団体限りとしていますので、基本的には自治会毎に1つの防犯団体が上限となります。

### Q 3. 自治会長の団体承認は毎年行えるのか？

A. 承認は補助金要綱が存続する5年間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)で1回限りです。新規に人を集めて団体を作られる場合は問題ないかと思いますが、既に地域に複数の防犯団体が設立されている場合は、承認についてご注意ください。

### Q 4. 自治会の役員を中心に団体を結成する予定である。役員が毎年度変わることから、年度毎に組織を立ち上げたい。

A. 1自治会1承認の原則があることから、年度毎の組織の立ち上げは認められません。団体の構成員については、全員の変更があっても問題ありませんので、既に承認を受けている団体の構成員変更で対応をお願いいたします。

Q5. 補助対象について

- A. 大きくわけて次の2つが補助対象です。
- ①パトロール活動に参加された方の日当相当分
  - ②パトロール活動及び当該活動に付帯して行う啓発活動に必要な物品並びに参加者の保険料

Q6. 日当相当分の計算方法について

- A. 1回の活動毎に、参加者数×500円で計算します。
- 仮に令和8年5月1日から令和9年3月まで、毎月5名で、月に1回パトロール活動を行った場合は以下の通りです。
- $$5名 \times 500円 \times 11か月 = 27,500円$$
- なお、日当相当分の上限は24,000円ですので、この場合は上限の24,000円で申請いただくことになります。

Q7. 物品並びに参加者の保険料の計算方法について

- A. 購入された物品(加入した保険)にかかった経費の1/2で計算します。
- 仮に33,333円分の物品を購入し、保険料として18,500円を支払っている場合は以下のとおりです。
- $$(33,333円 + 18,500円) \div 2 = 25,916.5円$$
- なお、100円未満の額は切り捨てとなりますので、25,900円で申請いただくことになります。また、物品並びに参加者の保険料の上限額は30,000円ですので、経費が当金額を超えた場合は30,000円が申請額になります。

Q8. 補助金の振込先として団体名の通帳を用意する必要があるのか？

- A. 団体名の通帳を用意いただくのがベストではありますが、昨今、団体名義での通帳は作成が難しくなっています。申請時に記入いただく、代表者名義の通帳があれば、そちらにお振込みさせていただきます。

Q9. 交付期間の上限について

- A. 1団体あたり3年度が交付期間の上限です。令和8年度から始められた場合は令和10年度まで補助を受けることができます。

Q10. 実績報告時の写真について

- A. 毎回のパトロール活動時に、必ず1枚以上の写真を参加者全員で撮影したものを提出してください。また、物品を購入された場合は、購入した商品の写真を撮影し、実績報告時に提出してください。

Q11. 実績報告時には領収書が必ず必要か？

- A. 購入(支払)日時、商品明細、商品金額、購入店舗が分かるものであればレシートや保険加入時のメールの印刷等でも問題ありません。